

小松加賀環境衛生事務組合退職手当積立基金条例

平成 23 年 3 月 1 日
条 例 第 2 号

(設置)

第 1 条 一般会計に属する職員の退職手当支給のため、小松加賀環境衛生事務組合退職手当積立基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 毎年度基金として積み立てる額は、予算に定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条の目的を達成するための財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。